

滋賀県公報

平成 20 年 (2008年) 10 月 20 日 第 3 0 0 6 号 月 曜 日

県章

毎週月・水・金曜 3回発行

目 次

公 告

(仮称) 竜王商業施設開発計画に係る環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告(琵琶湖再生課) 903 生息・生育地保護区の指定公告(自然環境保全課) 905 振 興 局 等 告 示 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出(高島) 906 振 興 局 等 公 告

公

(仮称) 竜王商業施設開発計画に係る環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告

近江観光株式会社 取締役社長 安東謙一および三井不動産株式会社 代表取締役社長 岩沙弘道より送付のあった (仮称) 竜王商業施設開発計画に係る環境影響評価準備書について、滋賀県環境影響評価条例 (平成 10 年 滋賀県条例 第 40 号) 第 18 条 第 1 項の規定に基づき、事業者に対し環境の保全の見地からの意見を平成 20 年 10 月 14 日に述べたので、同条例 第 18 条 第 2 項において準用する同条例 第 9 条 第 6 項の規定により公告する。

平成 20 年 10 月 20 日

滋賀県知事 嘉田由紀子

本事業に係る環境影響評価準備書についての環境保全の見地からの意見は、次のとおりである。

(全般的事項)

(大気質)

- 1 商業施設の営業時間は、特に大気汚染、騒音および振動、光害ならびに動植物への影響の観点から地元近隣の生活環境や農地等へ影響が出るおそれがあるため、十分に配慮すること。特に、深夜営業による環境要素ごとの環境保全措置について検討の上、評価書に記載すること。
- 2 建築工事に当たっては、景観、光害や生物等への反射による影響にも配慮すること。 また、供用後における建築物の外壁等にはガラスや高明度の塗装を使用しないよう配慮し、夜間の看板や自動販 売機の照明に配慮するとともに、緑化面積の増大や建物緑化する等の配慮すること。
- 3 工事期間中および供用後のNO₂の予測結果について、予測地点によっては短期濃度予測値より長期濃度予測値の方が高くなっているため、予測のプロセスを明らかにすること。また、近隣常時監視測定局のデータから事業予定区域の大気環境を予測評価し、評価書に記載すること。
- 4 建築物等に使用する塗料は、低揮発性有機化合物 (VOC) 塗料を使用するよう配慮すること。
- 5 工事期間中および供用後の排出ガス値の短期濃度予測は関係車両の寄与の最大値においても評価すること。 (騒音および振動)
- 6 駐車場および設備からの騒音について、特に北側住宅団地と隣接する部分を対象に、騒音規制法 (昭和 46 年 法 律 第 98 号) の趣旨に準じて、夜間の騒音を予測評価し、その結果を基に対策を検討すること。また、その内容を 評価書に記載すること。
- 7 工事期間中から供用後の騒音に係る環境保全措置については、確実な対策と不確実性の残る対策と区別して評価すること。

(水象、水質および地盤)

- 8 地下水位の調査結果を評価書に記載するとともに、地下水位が高い等、地盤の液状化が予想される場合は、その耐震対策について検討すること。
- 9 供用後の透水性舗装等による雨水の地下浸透能力について計算するとともに、貯留水槽や浸透性舗装等の維持管理方法および事業区域からの面源負荷に対する対策について、評価書に記載すること。

10 工事期間中および供用後の計画区域外の雨水等を排水するルートについて、降雨に十分耐えられる設備とし、その旨評価書に記載すること。

(植物)

- 11 カワラハハコ、コガマおよびマツカサススキの三種について、工事期間中および供用後における具体的な移植の場所の選定方法ならびにその後の管理方法について検討の上、評価書に記載すること。
- 12 工事期間中に実施する植生に対する環境保全措置の内、低木の植栽や種子の吹付けについては、外来種による影響が無いよう配慮し、その内容を評価書に記載すること。
- 13 事業予定区域内北側にある、一番大きな湿地群落については、一部消失することになるが、残存する部分は、最善の方法で保全し、その内容を明らかにした上で具体的に評価書に記載するとともに、生息状況の事後調査を実施すること。

(動物)

14 工事期間中は、繁殖期およびその前後の期間においてオオタカのモニタリング調査を実施すること。また、繁殖が予測される期間中は工事を控えるなど、繁殖に影響が出ないよう適切な対策を講じること。なお、モニタリング調査の実施によって繁殖活動に影響が出ないよう十分配慮すること。

また、オオタカだけでなく事業区域近傍で営巣が確認されているハチクマについても、モニタリング調査について評価書に記載すること。

- 15 既存資料にあるオオタカ等猛驚類のデータについて確認し、整理した上、その結果を評価書に記載すること。また、オオタカのモニタリング調査について「影響があった場合は適切な対策を講じる」と記述されているが、「影響がないよう適切な対策を講じる」とすること。
- 16 工事期間中における大型哺乳類の進入対策に対する環境保全措置として低木等による緑のフェンス等の設置があるが、哺乳類等動物の生存圏の観点から施工には配慮し、その配慮事項を評価書に記載すること。

(景観)

17 事業予定地が自然公園普通地域内であることから、建物等、外壁の色は周囲の山林と調和するようなものとするとともに、シンボルタワーの先端が背景の鏡山の稜線を分断しないような形状および規模にし、色彩に関しても周

また、環境保全対策として周辺施設等を設置する場合も周辺の景観に影響を与えないようなものおよび形状とすること。

- 18 事業予定区域の直近にある薬師古墳や不動尊等からは住民が事業予定地を眺望できるため、そこから見える景観についても配慮し、その配慮事項を評価書に記載すること。
- 19 景観および温室効果ガス削減の観点から屋上は、太陽光発電や緑化等に配慮すること。 (人と自然との触れ合いの活動の場)
- 20 「竜王町ふるさとの森散策道」上での供用後の音環境の変化については、事業区域内でなく、事業区域からさらに奥の林道等での音の変化について、範囲を決め、予測評価し、その結果を評価書に記載すること。 (廃棄物)
- 21 廃棄物の種類によっては全量再利用することとなっているが、その方法を検討し、評価書に記載すること。
- 22 工事期間中から供用後のそれぞれの段階における廃棄物の処理の実施者について、評価書に記載すること。
- 23 一般廃棄物は、竜王町の廃棄物処理計画に基づいて処理すること。

辺の景観に影響を与えないようなものおよび形状とすること。

また、日野清掃センターに搬入する一般廃棄物について、同センターの処理量と比較して、十分処理余力があるかどうか検討し、その結果を評価書に記載すること。

(温室効果ガス)

- 24 深夜営業や自動車の走行による CO_2 の発生に対し、マイカー利用の削減策を検討し、バス等公共交通機関の利用の促進、廃食用油を利用したバイオディーゼル車の傭車等、地域または事業として独自性のある対策も検討し、その結果を評価書に記載すること。
- 25 供用後の温室効果ガスの排出量に伐採される樹木の CO₂吸収量を加えること。また、現状と供用後の差を比較して、環境保全措置を取らない場合に増加する温室効果ガスと比べて、緑化や太陽光発電の設置等で増加を抑制できるか検討し、その対策と削減率(量)を評価書に記載すること。

(文化財)

26 地形的にも、周辺の状況からも、事業区域内に窯跡等の遺跡がある可能性が高い (特に駐車場に隣接する法面工事を施工する部分) と考えられることから、工事中に遺跡が発見された場合は、工事を中止し、竜王町教育委員会と協議の上、保全等適正な対策を取ること。また、薬師古墳の位置を看板等で明示し、遊歩道を整備するなど、文

化財に対する一定の配慮をすること。

27 事業区域内の緑地予定地および法面予定地については試掘が行われていないので、今後事業計画変更等で建築物、 駐車場の建設、造成工事等が行われる場合は、竜王町教育委員会と協議すること。

(環境保全措置の総括および事後調査計画)

- 28 工事期間中の粉じん飛散による影響の予測結果で、SPM が環境基準を上回ると予測されているため、事後調査として工事中の SPM 濃度の測定を実施すること。
- 29 商業施設供用開始後においても、交通量については必要なモニタリングを行い、大きな変化がある場合は、大気質、騒音等の調査など適切な対応を取ること。
- 30 事後調査計画のうち騒音調査については、供用後も実施し、必要に応じて環境保全措置を取ること。
- 31 工事により濁水が発生し、河川を汚染した場合、その対応策について検討し、検討結果を記載すること。また、水質に係る環境保全措置の検討結果において、「工事中の濁水について事後調査を行う」と記述してあるが、環境保全措置の内容としては適切でないので、適切な表現に修正すること。

(その他)

- 32 周辺も含めた現況の土地利用の状況が分かる図面を評価書に記載すること。
- 33 供用後、入居するテナントに対し、レジ袋の削減やマイバック持参を促し、環境モデル施設となるよう積極的に取り組むこと。
- 34 その他の留意事項
 - (1) 各環境要素ごとの環境保全措置は、定性的な対策と定量的な対策に分けて記述し、定量的な記述については、削減の程度を記載すること。
 - (2) 準備書からの修正点を整理し、その経過および理由について記載すること。
 - (3) 各環境要素ごとに工事中の保全措置と供用後の保全措置に分けて記述すること。

生息・生育地保護区の指定公告

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 (平成 18年 滋賀県条例 第4号) 第21条第1項の規定に基づき生息・生育地保護区を指定しようとするので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年10月20日

滋賀県知事 嘉 田 由紀子

- 1 名称 油日サギスゲ等生息・生育地保護区
- 2 指定の区域 甲賀市甲賀町油日の一部

区域は、区域図表示のとおりとする(区域図は、省略し、5に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)。

- 3 指定に係る希少野生動植物種 ヒナザサ、アギナシ、ケシンジュガヤ、サギスゲ、シズイ、ヒツジグサ、ハマハ ナヤスリ、ヤチスギラン、ヒナノカンザシ、ウメバチソウ、サギソウ、トキソウ、ヤマトキソウおよびナゴヤダル マガエル
- 4 指定の区域の保護に関する指針の案
 - (1) 指定に係る希少野生動植物種の個体の生息・生育のために確保すべき条件 甲賀市油日に形成された湿原は、 指定希少野生動植物種に指定されているサギスゲおよびナゴヤダルマガエルを含め、希少野生動植物種である湿 生植物および両生類の14種(以下「サギスゲ等」という。)の生息・生育が確認されている。このため、この湿原 は当該各種の存続上きわめて重要な区域であり、その集水域にある森林および隣接するため池を含めて生息・生 育地保護区に指定し、保護することが必要である。

本区域の指定に係る希少野生動植物種は、ミズゴケ等が生育する湿原環境に適応した生活を送るものであるため、これら湿原の土地の現状を維持することが不可欠である。また、湿原の維持のためには、水源となる周辺の森林の維持が必要である。さらに、自然遷移により植生が変化し、乾燥化して湿原の規模が縮小するおそれがあるため、湿原の維持のための適切な植生管理が必要である。

- (2) 生息・生育条件の維持のための環境管理の指針
 - ア 工作物の設置 植生遷移に伴う乾燥化による湿原の縮小の抑制、森林の維持または管理、野生動植物の調査 その他指定に係る希少野生動植物種の保護に支障のないものを除き、工作物の設置は、行わないものとする。
 - イ 土地および水底の形質の変更、鉱物の採掘または土石の採取 植生遷移に伴う乾燥化による湿原の縮小の抑制、森林の維持または管理、野生動植物の調査その他指定に係る希少野生動植物種の保護に支障のないものを除き、土地および水底の形質の変更、鉱物の採掘ならびに土石の採取は、行わないものとする。
 - ウ 水面の埋立て 池沼、沢等の埋立ては、行わないものとする。

- エ 水位または水量の変更 池沼、沢等の水量および水質の確保その他の指定に係る希少野生動植物種の保護な らびに農業を営むことのために必要なものを除き、池沼、沢等の水位および水量の変更は、行わないものとす
- オ 木竹の伐採 木竹の伐採を行う場合は、指定に係る希少野生動植物種の生息・生育する場所で行わないもの とするほか、原則として択伐法によることとし、択伐率は、現在蓄積の30パーセント以下とするものとする。
- カ 環境保全活動 条例違反行為に対する巡視を行うほか、植生遷移に伴う乾燥化等による湿原の縮小を抑制す るため湿原に進出してきたかん木等の除去、在来生物を脅かすおそれのある外来生物の除去、林床の野生動植 物の生息・生育環境を確保するための森林の間伐および下草刈り、ニホンジカによる植生被害対策、サギスゲ 等の生息・生育状況について定期的にモニタリングを行うこと等の取組を、県、甲賀市、周辺住民および関係 団体が連携協力して実施するものとする。
- 5 指定の区域、指定に係る希少野生動植物種および指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所

滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部振興局総務振興部総務出納課 草津市草津三丁目 14番 75号

滋賀県南部振興局甲賀県事務所総務出納課 甲賀市水口町水口 6200番

滋賀県東近江地域振興局総務振興部総務出納課 東近江市八日市緑町 7番 23号

滋賀県湖東地域振興局総務振興部総務出納課 彦根市元町4番1号

滋賀県湖北地域振興局総務振興部総務出納課 長浜市平方町 1152番2号

滋賀県高島県事務所総務出納課 高島市今津町今津 1758番

- 6 縦覧期間および時間 平成20年10月20日から同年11月4日までの縦覧場所における執務時間内
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成20年11月4日
 - (2) 提出先 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課 〒 520 8577 大津市京町四丁目 1番 1号

振 興 局 等 告 示

滋賀県高島県事務所告示第9号

介護保険法 (平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介 護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成20年10月20日

滋賀県高島県事務所長 中 西 與 志 治

第 3006 号

事業の名	所 称	事業所の所在地	申請者の名称およ び代表者の氏名ま たは開設者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	サービスの 種 類	介 護 保 険 事業所番号	廃止年月日
有限会社 福祉・介 業部		高島市安曇川町 田中 102 番地 8	有限会社日新 代表取締役 清水 治男	高島市安曇川町 田中 102番地 8	福与介祉特具特防原用 予具福克 防貸祉 一	2572200182	平成20.10. 1
しみんふ 滋賀高島 介護事業	訪問	高島市勝野1727 番地 1	特定非営利活動法 人しみんふくし滋 賀 理事長 細谷卓爾	野洲市小篠原 1091番地	訪問介護 介護予防訪 問介護	2572200380	平成20. 9.30

告 振 興 局 等 公

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条 第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成20年10月20日

滋賀県南部振興局長 山 田 光 二

開発許可を受けた者	開発区域の名称	面積	検 査 済 証		
の住所・氏名			交付年月日	番号	
彦根市本庄町 2627 番地 前田真宏 野洲市大篠原 1310 番地 若林清香	野洲市大篠原字赤根田 1295 番 4、 1298 番 1	303. 56 m²	平成 20. 10. 10	001936	